

ことで一応計画が決定されております。それに伴いまして店頭用のぼりといったしまして各三千円として五十本分、毎月大体二回程度行うということで、各店頭に内容について表示するわけでございますが、その表示板として二千円の五十枚分計上したわけでございます。

○環境保全課長(八木房雄君) 自席からお答え申し上げます。

確かにけさの新聞では無線放送施設の使用について載ってございましたが、この件につきましては、私どものほうの無線の周波数と申しますが、この件につきましてはこの近辺では青梅市と福生市、鴻巣市、そのほかは群馬県等で遠いという関係がございます。したがって現在入るのは青梅市と鴻巣市が主でございます。その対策といたしましては対策協議会をつくりまして、その使用について打ち合わせをしているような状態でございます。なお他市の無線放送が発信をしますと赤ランプがつきまして使用中であるとかいうことで調整をしております。したがって今後の使用についてはそれらも十分打ち合わせをいたしまして支障のないようにしてまいりたいと思います。

○十七番(関 米吉君) 今回の補正の方針として提案理由の説明におきましてはいわゆる福祉関係と国や都のすでに補助の確定しているそういったもの等、それから経常費の面

について補正を行わんとするものであるとなっているが、このたび御案内のように水道料が値上げしている。学校関係などにおいても月に十四万三千円くらい、市役所全体では百九十万円くらい多くなるのではないか。従前よりそういうことがはつきりしているが、経常費の関係で、年間では概算でも千六百万円くらいになります。そういうことがはつきりしてながら経常費の補正に全然載っていない理由はどういうことか。

それから起債のことなんですが、防火貯水槽の関係で、第九条の関係でこれを起債に切りかえたということであるが、これはいままです説明を受けている防火貯水槽の築造工事の八百八十万円とは全然関係のないものなんですか。こちらでは新設事業、片方は築造工事となっているのはどういうことなのか、この点わかるように説明してください。

○企画財政課長(上野重勝君) 第一点の水道料の問題ですが各担当課のほうから私どもに対して資料が来ておりませんが、私どもの推計としては今年度は八百万円くらい水道料が必要になるのではないかと考えております。実際に増加分で徴収されますのは九月分は十月に積算されて十月末か十一月になるかと思っております。したがって十一月までに経常費全般についてさによく見直しをして、その段階で計上しようと考えておりましたので、今回については水道料金の改定分については見送りにした次第でござ

ございます。

それから防火貯水槽につきましては、当初私も第九条の調整交付金の中で道路関係で八百万円、それから防火貯水槽八百万円を充当して建設しようという計画で進めていたわけである。もちろんこれもできないことはないのですが、防衛施設庁の担当のほうと打ち合わせをしました結果、第八条に該当するものについては、できればこの際控えてもらいたい。と申しますのは、このことによりて第八条の補助金が第九条にすりかえられる可能性がある、それが一つのルールになって今後そういう方向に進められては困るという配慮もありましたので、第九条の交付金を充当することについてはやめたわけでございます。そうしますとせっかくの防火貯水槽の建設ができ、ませんので、起債等について検討しました結果、たまたま市有物件災害補償組合がございまして、この起債の見通しが五百万円出ましたので、この際起債と切りかえて防火貯水槽を建設しようということで方針を転換した次第でございまして。

○十七番(関 米吉君) 水道料のことなんですが、従前より市全体として八百万円くらいで足りるますか。

○企画財政課長(上野重勝君) 半年分、もっと厳密にいうと五ヶ月分ということになります。

すので、それで足りません。したがって年間を通じますと一千数百万円ということになると思っております。

○十七番(関 米吉君) この間われわれが受けている説明では学校関係で十万七千円が大体二十五万円、市役所全体では百四十万円が三百三十万円になって、ひと月百九十万円くらいの負担増になるということがいわれていたわけです。そうすると六ヶ月分としてもかなりの額になると思うが、いまの課長の説明では八百万円程度ということなので念を押したのである。それから防火貯水槽は全体的には五基ということで間違いないですね。

○企画財政課長(上野重勝君) これは私どもの推計でございしますので、額については多分に流動的であろうかと思っておりますが、従来の経過から推計してみますたら大体八百万円くらいということで予想しております。

○二十番(宮沢良一君) 都支出金の都補助金で老人医療費支給事務費補助金四千円について御説明願いたい。

○福祉事務所長(木田 猛君) 老人医療費は東京都と国と両方あるが、そのうちの都の都の分の老人医療費支給事務費の補助金四千円でございます。当初予算より四千円ふえたので補正したわけである。

○二十番(宮沢良一君)

これに関連いたしました。これは当然補助金としていただくものだと思います。福生市において町内会とか自治会、その他かなりの団体に補助金を出しているわけですが、すでに所期の目的を達成しているにもかかわらず、既得権として事務的に毎年支出の増額をされているものがあります。いわゆる投げ銭行政です。財政難の深刻化に伴い、市民から託された税金を効果的に運用するためにも、補助金の洗い直しが必要ではないかと感じます。学者など有識者に委嘱する、中野区方式」ということもあるわけですが、この際市長のお考えを伺いたい。

○助役(篠崎俊夫君)

その問題につきましてはまず内部で検討いたしました。それでも内部でどうしても結論が出ないような場合には、おっしゃるような「中野区方式」等を考えたいと思います。

○一番(原 敏子君)

土木費の道路河川橋りょう費で市道改良工事と交通安全施設設置工事の場所は具体的にどこか。

それから教育費の小学校費でテレビ受信障害改善施設工事となっていますが、これはどういう工事が。

○建設課長(黒田 登君)

市道改良工事の場所はどこかということですが、先

ほど企画財政課長からも説明がありました。二本の道路を予定しております。市道幹二一四号線と申しますのは、片倉自転車前の奥多摩街道から五丁橋を通りまして八高線のガード下を通り、国道一六号へ抜ける道路でございます。この道路が簡易舗装のために非常に痛んでおりますので、これを打ちかえる工事でございます。もう一つは幹二一三号線で、これは原ヶ谷戸地区になります。山下ガス社長宅から原ヶ谷戸の信号を通過しまして、牛浜の飾さんというお宅の前までの道路でございます。これも下水工事が行われますので、その後この道路を打ちかえるということでございます。次に交通安全施設設置工事でございますが、これは市内各所で歩道あるいは自転車道路、段差改良、道路照明、道路標識、区画線、側溝のふたかけ等を予定しております。

○教育委員会庶務課長(内田和雄君)

テレビ受信障害改善施設工事でございますが、これは先般第一小学校裏の住民から、学校の建物による障害があるというようなことで議会に對しまして陳情がออกมาして、議会におきましてもNHK等の調査、その他いろいろしていただきまして採択されたものでございます。それでこの障害が学校によるということで、当時陳情が出たときにも教育委員会におきましても一緒に調査、研究さ

せてもらったわけで、そういう関係で一応小学校費の中へ計上したわけでございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(木田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百四号については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託し審査せしめられんことを約します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま木田治男君から所定の賛成者を得て、本案は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百四号は三常任

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十四分 休憩

午後一時 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十四議案第百五号昭和五十年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(都市計画課長 浅見裕康君登壇)

○都市計画課長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第百五号昭和五十年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)につきまして御説明申し上げます。

今回補正しようとするものは多摩河原の区画整理事業関係のみでございます。歳入歳出それぞれ五千八百九十八万九千円を追加補正しようとするものでございます。なお三月定例会におきまして、加美平の関連の補正も九月定例会に計上して御審議願うというお話を申し上げておいたわけでございますけれども、東京都とのいろいろな話し合いの中

で、やはり本年度最終年次とするならばさらに鋭意努力して、もう少しあとにさらに計画の変更、あるいは事業年次の変更という必要性があるなら、その時点で協議しようというようなことで、十月一はいまで待とうということが、行政指導的に東京都のほうから出されましたので、今回の補正には出してございせんので、あらかじめ御了承いただきたいと思ひます。

補正内容でございすけれども、歳入から御説明申し上げます。

分担金及び負担金は保留地の多摩河原分の処分金でございまして、三千万円でございす。

繰越金は、決算見込額が確定いたしましたので、これを一千九十八万九千円でございす。

諸収入といたしまして、預金利子の見込み八百万円、多摩河原換地精算金の五十年度の収入見込みを一千万円、締めて一千八百万円でございまして、歳入は五千八百九十八万九千円を計上しております。なお精算事務の関係につきましては、十月から実施する予定でございす。向こう五カ年間にわたって精算を行います。

次に歳出について御説明申し上げます。

事業費の多摩河原地区事業費でございす。今回二千八百五十三万円を追加補正しようとするものでございす。内容といたしましての主たるものは委託料を現予算

におきましては三億八千八百万円計上しておりますが、このうち三千七百万円をほかになわすということで、三千七百万円の減額になっております。なおこの公社委託料の関係

につきましては想定でございすけれども、いまの時点では二億八千万円程度が公社支払いになるのではないかと考えております。それから工事請負費の一千五百万円は、地区内の

公共施設関係で、現在ほとんど終わっておりますけれども、別途市側で遊歩道に街灯をつけるとか、市営プールの排水工事を行うとか、そういったものを含めましての一千五百万円でございす。分担金補助及び交付金の五千万円は公共下水道関係のいわゆる

受益者負担金、これを先行負担をいたすということが希望として出されまして、以後受益者負担金は、その該当地区の所有者は出さないでいいというような条件のもとに

試算で約一億七千万円程度になるわけでございすけれども、本年度の都道二・三号線の築造前に施行する必要があるということで、これを当該年度の施行可能分五千万円、これを今回の補正に計上したわけでございす。したがって残金につきましては、

精算年次ぎりぎりの三月に、又下水道会計へ負担金として支出するというような形

に相なるかと思ひます。 補償料五百万円、これは整地に関連いたしまして擁壁等が若干必要になるというようなことで計上させていただいたわけでございます。

次に諸支出金の中におきまして換地精算交付金、先ほどの収入に見合う額が一千万円でございますが、そのほかに実は多摩河原の区画整理事業費がおかけさまをもちまして若干余裕があるということでございます。そこで精算金につきまして施行者サイドでめんどうを見るといふことで、二分のだけは軽減する、あるいは交付の場合にもその上として二分の一を交付するということや、か市議会の中で決定いたしました、この分を本年度の予定額二千万円が一千万円にプラスされておきまして、今回の交付分は三千万円に相なっております。

予備費は四十五万九千円でございます、これは歳入歳出補正予算額の調整ということで計上させていただいております。

以上簡単でございますが、補正第一号の内容の御説明にかえさせていただきます。よろしく慎重御審議をいただきまして、原案御確定あらんことをお願いいたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し審査されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百五号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十五議案第百六号昭和五十年年度福生市受託水道

事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(水道事務所長 井上久男君登壇)

○水道事務所長(井上久男君) 御指名によりまして、議案第百六号昭和五十年
福生市水託水道事業会計補正予算(第二号)について、提案理由と補正内容について
御説明申し上げます。

本補正予算は、建設改良費の備品購入費と工事請負費の増額をしようとする
ものでございまして、その財源は都受託水道事業収入で補おうとするものでござい
ます。それでは内容について御説明申し上げます。

第一条につきましては、歳入歳出それぞれ六百七十一万円を追加し、総額歳入歳出そ
れぞれ三億二千三百七十一万円に定めようとするものでございます。

第一表の歳入につきましては、受託水道事業収入の都受託事業収入六百七十一
万円補正いたしまして、三億二千三百七十一万円としようとするものでござい
ます。

歳出につきましては、建設改良費の内容につきましては、建設改良費の水道改良
費七十一万加量水器の購入費でございます。これは当初予算に計上いたしました分に

不足する額を追加したわけでございます。

正しようとするものでございます。

この内容といたしましては、当初予算に九千万円を
計上いたしまして、年間消化できる分と計上いたしましたけれども、東口開発あるいは都
道の道路改修それぞれの工事とも未着工のためにその分を減額いたしました。横田基地
へ給水する分をここで含めまして、差し引き六百万円の不足ということで、この補正をし
ようとするものでございます。

はなはだ雑駁な説明でございますけれども、慎重御審議の上、御決定あります
ようお願いいたします。説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(林田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百六号については、厚生委員会に付託し
審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま林田治男君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって議案第百六号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十六議案第百七号昭和四十九年度福生市水道事業会計の利益剰余金の処分及び引継ぎについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(水道事務所長 井上久男君登壇)

○水道事務所長(井上久男君) 御指名によりまして、議案第百七号昭和四十九年度福生市水道事業会計の利益剰余金の処分及び引継ぎについて、その提案理由と内

容について御説明申し上げます。

本案は水道事業が東京都に統合したことによりまして、水道事業会計の利益剰余金の処分及びその処分精算した後の利益剰余金の引き継ぎについて御議決を賜りたく提案した次第でございます。従来でありますと、決算終了後利益剰余金の処分を決定するわけでございますが、今回は決算終了と同時に水道事業会計が終了となります関係上、ここに提案した次第でございます。

その内容について御説明申し上げます前に、決算書との関連がありますので、あらかじめ御了解をいただきたいと思います。

まず昭和四十九年度末の利益剰余金三千九百三十八万九千七百九十九円、これを未処理欠損金二千六百四十二万八千八百七十九円に充当処分して、残りの利益剰余金二千三百九十七万九百二円を基本協定に基づいて福生市へ百二十五万五千二百円、東京都へ二千七百七十一万五千七百二円をそれぞれ引き継ぎしようとするものでございます。なお、本年三月定例市議会において御議決をいただきました一千九百万円の処分額は一般会計に繰り入れてありますので、あわせますと福生市へ二千二十五万五千二百円とありまして、基本協定に基づく限度額一ぱいであります。

以上、はなはだ雅駁な説明でございますけれども、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百七号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめられたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百七号は厚生委

員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十七議案第百八号昭和四十九年度福生市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(水道事務所長 井上久男君登壇)

○水道事務所長(井上久男君)

御指名によりまして、議案第百八号昭和四十九年度福生市水道事業会計決算認定につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まずこの決算報告に入ります前に、二十ページの後に四十九年度の事業報告書がありますので、この水道事業の概要につきまして説明させていただきます。

地方公営企業原則であります経済性の発揮と公共の福祉を図ることを目的として水道事業の運営に努力してまいりました。四十九年度は、財源の確保、経費の節減、資産の効率的運用を図ってまいりましたが、昨年来よりの物価の値上がり等によ

りまして、単年度収支において約三千百六十四万六千円の赤字を計上することになりました。この額は従前からの利益金の範囲内であり、累積において約二千二百九十七万一千円剰余金を計上するところであります。さらに資本的収支においても順調で、水道事業における資金収支は約一億二千六百六十六万六千円の繰越現金を見るにいたりました。給水面以下につきましてはここに記載のとおりでございますが、従来より懸案事項でありました広域水道が、水道一元化に基づきまして本年の二月一日に統合することになりました。その経営主体は東京都に移ったわけでございますけれども、給配水については従前と変わりなく今後も引き続き運営されることになっております。

以上の関係から今決算は五十年一月までの十ヵ月間の決算でございます。

それでは内容について御説明申し上げます。

昭和四十九年度福生市水道事業会計の決算報告で、まず収益的収入及び支出の収入におきまして、予算額一億九千七百七十八万三千円に對しまして決算額二億三千四百七十八万三千六円、予算に對しまして収入率約三%の増でございます。この内容につきましては営業収益、営業外収益それぞれ二%ないし一〇%の増でございます。支出につきましては、第一款の水道事業費用の予算額二億四千五百十九万九千円に對しまして、決

算額二億三千四百七十九万三千八百七円でございます。その執行率九七%で、内容といましては営業費用において一億八千二百五十七万四百九十六円、営業外費用におきまして五千二百二十二万三千三百十一円で、営業費用における執行率九七%、営業外費用につきましては九九%の執行率でございます。

次に資本的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。まず資本的収入で予算

額二億六千二百七十四万円に對しまして、決算額二億四千六百五十七万五千七百七十一円、収入率は六%の減でございます。その内容といたしましては、企業債において一億七千万円に對しまして一億一千七百万円の収入でございます。この収入減の五千三百万円につきましては、一元化に基づきまして東京都へ引き継いだ企業債の分ということに相なるわけでございます。工事負担金につきましては九千二百七十四万円に對しまして九千二百六十六万四千円で、これはほとんど満額に近く収入になっております。次の固定資産売却代金、これは三千六百九十万六千五百七十一円が決算ありますけれども、これは第二浄水場の関係の代金を処分した金額でございます。次に資本的支出の予算額二億三百四十三万七千円に對しまして、決算額は一億四千七百九万四千五百一円で執行率といまして七二%でございます。このうち建設改良費の決算額一億三千七百六十四万三千二百八円で五千四百三十四万